

告 示

埼玉県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、和光樹林公園及び新座緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
和光樹林公園パークナード
埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで